

韓国知的財産ニュース 2014 年 6 月前期

(No. 272)

発行年月日：2014 年 6 月 30 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 改正商標法が施行(6.11)

関係機関の動き

- 2-1 大学の特許技術事業化専用ファンドを発売(6.2)
- 2-2 「知的財産の尊重文化の拡大」に向け官民協力を拡大(6.2)
- 2-3 KIPO、欧州特許庁と「EU 単一特許制度」説明会を開催(6.3)
- 2-4 先進 5 カ国特許庁長官会合を開催(6.5)
- 2-5 KIPO、先進の特許分類を拡大導入(6.5)
- 2-6 先進 5 カ国特許情報の利用が容易になる(6.9)
- 2-7 来年からは形式に縛られ特許出願の機会を失うことはなく、商標ブローカー行為を根絶(6.10)
- 2-8 KIPO、INNOBIZ とコスダック協会と共同セミナー開催
- 2-9 新しい電子出願システムが開始(6.13)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 三菱化学、LED 蛍光体の特許訴訟で勝訴(6.4)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 W 杯の勢い、商標出願に(6.3)
- 4-2 特許審判院、エアフライヤー(airfryer)の独占的権利を否認(6.13)

その他一般

- 5-1 LG 電子、グローバル消費財企業の 10 位に(6.12)

法律、制度関連

1-1 改正商標法が施行

韓国特許庁(2014. 6. 11)

1. 改正の理由

放送番組や芸能人の名称などを無断で登録し、正当な権利者の権利行使を侵害するなど、真偽誠実の原則に反する商標を拒絶することのできる根拠条項を新設し、個人と企業の努力により著名になった商標の識別力を弱化させる類似商標登録を防止する一方、商標の使用による識別力の認定要件を緩和し、個人と企業が実際に使用している商標が簡単であったり、性質表示的な商標であったりしても登録が受けられることとし、個人と企業のブランド管理活動を積極的に支援するため。

2. 主な内容

イ. 商標の使用による識別力の認定要件の緩和(第 6 条第 2 項)

商標登録出願の前からその商標を使用した結果、需要者間で特定人の商品の出処を表示するものと識別できるようになっている場合、その商標を使用した商品に限り、登録を可能とする。

ロ. 需要者間で顕著に認識されている商標の希釈化防止条項を確立(第 7 条第 1 項第 10 号)

需要者間で顕著に認識されている他人の商品や営業と混同を起こさせるか、識別力や名称を損傷させる恐れのある商標についてその登録を防止できる根拠規定を設ける。

ハ. 真偽誠実の原則に反する出願の商標登録の防止、及び使用権制限の規定を新設(第 7 条第 1 項第 18 号及び第 53 条第 2 項の新設)

契約及び業務上の関係などにより、他人の商標を使用するか、商標使用を準備中であることを知っている者が正当な権原なしに同じ商標を先に出願した場合、不登録事由とさせ、商標権の使用が不正競争行為に該当する場合、使用権を制限できる規定を新設する。

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のとおりに改正する。

第 6 条第 2 項を次のとおりにし、同条第 3 項の中の「指定商品」を「指定商品(第 10 条第 1 項及び第 47 条第 2 項第 3 号に基づき指定した商品、及び追加で指定した商品をいう。以下同様)」とする。

② 第 1 項第 3 号から第 6 号までに該当する商標であっても、第 9 条に基づいた商標登録出願の前からその商標を使用した結果、需要者間で特定人の商品に関する出処を表

示するものと識別されるようになった場合には、その商標を使用した商品に限定して商標登録を受けることができる。

第7条第1項第10号を次のとおりにし、同項に第18号を次のとおり新設する。

10. 需要者間で顕著に認識されている他人の商品や営業と混同を起こさせるか、その識別力、又は名声を損傷する恐れのある商標

18. 同業・雇用などの契約関係や、業務上の取引関係、又はその他の関係を通じて、他人が使用するか、使用を準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一・類似する商標を同一・類似する商品に登録出願した商標

第53条 題目以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のとおり新設する。

② 商標権者・専用使用権者、若しくは通常使用権者は、その登録商標の使用が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号ヌ目に基く不正競争行為に該当する場合には、同目に基づいた他人の同意を得なくては、その登録商標を使用することができない。

第66条の2を次のとおり新設する。

第66条の2(損害賠償の請求)商標権者、又は専用使用権者は、自己の商標権、又は専用使用権を故意、又は過失により侵害した者に対し、その侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求することができる。

第67条第1項前段の中の「商標権者、又は専用使用権者は、自己の商標権、又は専用使用権を故意、又は過失により侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合」を「第66条の2に基づく損害賠償を請求する場合」とする。

第67条第2項の中の「商標権者、又は専用使用権者が故意、又は過失により自己の商標権、又は専用使用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合」を「第66条の2に基づく損害賠償を請求する場合」とし、同条第3項の中の「商標権者、又は専用使用権者が故意、又は過失により自己の商標権、又は専用使用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合」を「第66条の2に基づく損害賠償を請求する場合」とする。

第67条の2第1項前段及び同条第2項の中の「第67条」を各々「第66条の2」とする。

第73条第1項第7号の中の「第23条第1項第3号の本文」を「第23条第1項第3号の本文、又は第53条第2項」とする。

付 則

第1条(施行日)この法律は、公布した日から施行する。

第2条(商標登録の要件などに関する適用例)第6条第2項、第7条第1項第10号・第18号、第53条第2項及び第73条第1項第7号の改正規定は、この法律の施行後、最初に出願された商標登録出願、又は指定商品の追加登録出願から適用する。

関係機関の動き

2-1 大学の特許技術事業化専用ファンドを発売

韓国特許庁(2014.6.2)

□韓国特許庁は、国内の大学(R&D IP-協議会の加盟機関*)とともに、100億ウォン規模の大学特許技術の事業化専用ファンドを発売し、大学から特許技術の移転を受けた企業の事業化達成を通じて収益を創出するモデルを構築する。

* R&D IP 協議会：全国 68 校の大学、28 の政府系研究機関などで構成された知的財産事業化専門組織の協力枠組みとして、国の R&D 成果を産業界が効率的に活用できるよう 2009 年に発足

□韓国特許庁は、ファンドオブファンズ特許アカウントを通じて、80億ウォンを出資(出資比率 80%)する計画だ。

□ これまで、大学の特許技術を事業化した「大学の技術持株会社」と中小企業は、初期の成長資本と経営能力の不足などにより、収益モデルの定着に苦しんでいた。

*現行の 33 の大学技術持株会社と 149 社の子会社が運営中(資本金は 851 億ウォン、2014 年 2 月ベース)にある。(出处：産学協力技術持株会社協議会)

□ こうした背景から、従来の特許技術事業化ファンドとは異なり、同ファンドを構築してより多くの大学が共同出資者としてファンド結成に直接参加し、その出資持分だけ該当大学の特許技術を活用する企業に投資する初めてのファンドになる。

□大学が直接ファンドに出資し、専門性を備えたファンド運用会社(ベンチャーキャピタル)に特許技術を移転し、事業化する企業の成長を支援することで、大学と企業がともに収益を確保して相互成長できるように設計されている。

□このファンドの主な投資対象は、事業化する企業であり(ファンド結成額の 70%以上)、青年の創業を促すため、大学が主管する創業コンテストの参加チーム(ファンド結成額の 50%以上)にも投資の機会を与える計画だ。

□ 一方、ファンドの運用会社は、韓国ベンチャー投資(株)を通じてファンドオブファンズの 6 月の随時出資事業の公告から提案書の申請を受け、1 次と 2 次の審議を経て、最終決定する定だ。3 校以上の大学から 10 億ウォン以上の出資を受ける運用会社に限って提案書の提出が可能で、知的財産に基づいた大学技術の移転及び事業化分野に経験と専門性を備えている場合が優遇する予定だ。

*韓国ベンチャー投資のホームページ：www.k-vic.co.kr

□ 金ヨンミン長官は、「大学の特許技術の事業化に尽力されている中小企業と、創意的な青年の創業に同ファンドが積極的に支援されることを願っている。これを通じて、

韓国の大学の特許技術に対する投資がより活性化され、創造経済の実現の活性剤になることを期待している」と述べた。

2-2 「知的財産の尊重文化の拡大」に向け官民協力を拡大

韓国特許庁(2014.6.2)

□国家知識財産委員会、文化体育観光部、関税庁、特許庁などの政府省庁、および(株)ネイバーなどが参加した中、「知識財産の尊重文化の拡大」に向けた了解覚書が締結された。

○政府機関と民間企業は、知的財産が国の経済と文化の発展の後ろ盾になることを認識し、知的財産の保護と分かち合い、そして拡大に向けた政府省庁間の連携及び官民の協力拡大に向けた行事を設けた。

□今回の業務協約式には、「創造と文化の力、知識財産」というスローガンの下、様々な付帯行事も行われた。

○知的財産の保護に積極的な全国「大学生サポーターズ」による「知的財産尊重の宣誓」と「正品と模倣品の比較展示」のほか、消費者が大きな被害を受けている知財権侵害物品の「識別体験」などの行事が行われた。

□了解覚書に参加する知的財産権関係省庁とネイバーなどの民間企業は、国レベルの官民ネットワークを構築し、毎年「世界知識財産の日」(4.26)を機に、知的財産保護週間の宣布、共同キャンペーンの開催、青少年・大学生・主婦などを対象にした知財保護教育と、知的財産専門人材の活用などのための協力事業を推進する。

○まず、韓国特許庁の「模倣品 OUT、正品 OK」キャンペーンと、文化体育観光部の「やさしい著作権グッド©」キャンペーンを協力事業として推進し、5月19日から5月23日までの5日間、ソウルのミョンドン、東大門のファッションタウン、イファ女子大学前など、繁華街と大学の前で正品と模倣品の比較展示会を行った。

○特に、共同キャンペーン期間を通じて、消費者と商品流通・販売者に模倣品の弊害性を知らせ、正品使用を呼びかけるために集中的な広報を行った。

□さらに、今後は、国内の代表ポータルサイトのネイバーとSKプラネット、e-bay 코리아、フォワードベンチャーズなどに模倣品の識別要領、違法な販売業者の届出方法などの知的財産保護教育を定期的に支援するほか、模倣品関連情報も相互で交換する計画だ。

○こうしたポータルやオンライン商取引企業の正品使用と、合法的な取引の奨励活動は、知的財産権の商品とサービスが取引されるオン・オフラインの市場において公正な取引秩序の確立と、知的財産を尊重する文化が定着できると期待されている。

□韓国特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「国際的に知的財産権保護の重要性が強調されている中、こうした官民の共同取組みが韓国の知財権保護水準をワンランク飛躍させる始発点になるだろう」と述べた。

□ 韓国特許庁は、今回の了解覚書を通じて、模倣品の根絶に向けた保護取組みの以外にも、国有特許の寄付や無料提供の広報などを通じて、知的財産の活用及び事業化なども積極的に支援する計画だ。

2-3 KIPO、欧州特許庁と「EU 単一特許制度」説明会を開催

韓国特許庁(2014. 6. 3)

韓国特許庁は、欧州特許庁と共同で欧州連合の単一特許制度に関する説明会を 6 月 3 日、知識財産センターにおいて開催する。

EU 単一特許(EU Unitary Patent)制度とは、欧州特許庁の審査を経て登録を受けた一つの特許を持って欧州(EU)全域で権利行使ができる仕組みとなっている。EU 統合特許裁判所を新たに設立し、特許の無効と侵害の判断を担当させる制度として、早ければ 2015 年頃に発効される予定だ。そのため、欧州市場への進出、または拡大を考えている韓国企業の関心が高まっている。

こうした動きを受けて韓国特許庁は、欧州特許庁と共同で今回の説明会を設け、単一特許制度の説明とともに、同制度が韓国企業に与える影響や今後の対応策を提案する予定だ。

今回の説明会では、欧州の単一特許制度の推進を主導している欧州特許庁の局長が直接制度について説明を行い、韓国の企業代表が韓国に及ぼす単一特許制度の影響を紹介する予定だ。

弁理士などの知的財産権の従事者だけでなく、産業界の関係者や学生など、欧州の知財権に興味があれば、誰でも参加できる。

韓国特許庁国際協力課のソ・ウルス課長は、「最近の世界経済は、産業、知識経済から想像力と創意性、科学技術力に基づいて経済的な付加価値を創出する創造経済へシフトしている。特に、韓国企業の欧州内における知的財産の創出と保護のため、新たにスタートされる EU 単一特許制度を十分に理解し、積極的に活用する必要がある」と述べた。

一方、キム・ヨンミン長官と欧州特許庁の Bastistelli 長官は、今回の説明会に先立ち、産業界の大手と別途に懇談会を開き、両側の特許制度に関する意見を聴取するほか、即問即答で行われる予定だ。

ソ課長は、「今回の説明会を通じて、近いうちに発効されると思われる EU 単一特許制度について、韓国企業の理解が高まると期待している。欧州地域に進出する韓国企業の欧州特許出願及び訴訟をサポートするため、今後、この制度の批准状況を見守り、関連説明会を追加で行う予定だ」と述べた。

2-4 先進 5 カ国特許庁長官会合を開催

韓国特許庁(2014. 6. 5)

韓国をはじめ、日本・米国・欧州・中国で構成された先進 5 カ国特許庁長官会合が各国の特許庁の長官や高官、産業界の代表が参加した中、6月4日から6日までの3日間、釜山で開催される。

* 先進 5 カ国は、世界の特許出願の9割以上を占める韓国、米国、日本、欧州、中国の特許庁の協力枠組みを意味する。

韓国が初めて議長国を務めた 2008 年の済州島開催以来、6年ぶりに釜山で開催することになったこの会議で、各国長官は、各国の審査進行情報の一般人向け公開や特許情報の一般人向け提供などを通じて、特許サービスにアプローチしやすくするための相互協力策を議論する予定だ。

これまでの長官会合は、主に 5 カ国間の審査業務の国際的な協調と協力を話し合ってきたが、今回の会議は、「ユーザー」に配慮したサービス水準の向上に焦点を合わせて進めることになる。

長官と産業界代表の連席会議に一日を割愛することからも窺えるように、各国長官がユーザーグループの声を積極的に聴取し、コミュニケーションを図るために時間を投資する予定だ。

今回、議長を務めるキム・ヨンミン長官は、「今回の長官会合で、これまで次長会議などで議論されたことがきちんと合意されれば、今後、韓国の企業と国民が他国の審査情報など、各種の情報が利用しやすくなり、海外の特許獲得のハードルも低くなるだろう。5 カ国長官を通じて十分な議論と討論が行われるように会議をリードし、満足のいく合意が導き出されるよう取り組む考えだ」と述べた。

2-5 KIPO、先進の特許分類を拡大導入

韓国特許庁(2014.6.5)

6月3日に開催された韓・欧州特許長官会合で韓国特許庁は、欧州特許庁と CPC 施行協議に関する了解覚書を締結し、CPC 導入のため、欧州の専門家による教育の提供、共同の品質管理などの推進に合意した。

また、韓国特許庁は、6月4日に開催された米韓特許長官会合において、先進の特許分類とされる CPC(Cooperative Patent Classification)の導入分野を拡大すると発表し、米国特許庁と特許分類の協力に関する了解覚書を締結した。

特許分類は、効果的な特許文献の管理と検索のため、一定の基準に従って分離するシステムだ。韓国特許庁は、国際標準の IPC(International Patent Classification)を採択している。しかし、この IPC は、進化のスピードが速い技術内容の反映が難しく、分類の記号が十分に細分化されていないため、急増する特許文献の分類には、効用性が落ちるといった問題が指摘されてきた。

一方、米国と欧州が共同開発した CPC は、新技術の反映スピードが速く、IPC の 3

倍以上の分類記号を有する非常に細分化された分類システムとして、現在は、中国をはじめ 14 カ国が全面的使用、または試行中にある優秀な分類だ。

韓国特許庁は、昨年 11 月から、一部の技術分野において CPC を試行導入して韓国の特許文献を CPC ベースで分類しており、今回の会合では、来年からの CPC 適用技術分野の拡大に合意した。そのために、韓国と米国は、拡大反映分野の選定など、CPC 導入に関する活動案を共同で模索し、相互の業務協力を強化する方針だ。

今回の会議を通じて、韓国特許庁は、CPC の共同開発国である欧州と米国とそれぞれ了解覚書を締結することにより、両国との業務協調を図り、優秀な分類システムの国内導入を順調に進めることになる。今後、分類を利用した先行技術検索の効率性と正確性が高まり、審査品質の向上につながると期待されている。

2-6 先進 5 カ国特許情報の利用が容易になる

韓国特許庁(2014.6.9)

特許出願人は、今年の下半期から主要国の特許審査進行情報、特許文献情報など各種特許情報を一目でみるのが可能となる。

これまで先進 5 カ国特許庁の審査官の間で共有していた多様な情報が一般人に公開される。

韓国特許庁は 6 月 4 日(水)から 6 日(金)の間に釜山ヌリマルにおいて、先進 5 カ国特許庁(IP5)会員国である米国、日本、中国、ヨーロッパ特許庁とともに IP5 特許庁長官会合を開催し、全世界の特許出願人に各種特許情報をリアルタイムで提供するための具体的な時期と方法について合意を行った。

*IP5 全世界特許出願の約 90%以上を占める韓国、米国、日本、ヨーロッパ及び中国の先進 5 カ国特許庁協議体

今回の会合において 5 カ国特許庁長官は、特許審査進行情報の照会サービス(OPD)の国民に対する公開を推進するために細部的な指針と推進日程に合意したことにより、各国の特許審査進行情報が今年下半期から一部の庁からスタートを切り、2016 年にはすべての庁の情報がリアルタイムで一般人に提供する予定である。

また、5 カ国の長官は各国の特許情報を民間に公開するためのアクションプランに合意することにより、今年 7 月 1 日から 5 カ国庁の各種特許情報が一般人に公開されることになる。

また、5 カ国の庁は IP5 ウェブサイトを利用者の便宜に合わせて最構成することに合意し、これからはだれでも IP5 ウェブサイトを通して IP5 協力の結果と過程を詳細に知ることができる。

このような各種特許関連情報を民間に提供する範囲を拡大することは、世界知財権市場にも大きな変化をもたらすものと見える。これまで各国の特許庁のみ保有していた情

報が一般人に公開されることにより、これを加工して活用する特許情報サービス市場がさらに活性化するものと見え、また、このような情報を活用して用意する知財権戦略は企業の競争力を一層強化させるはずである。

韓国が2008年に開催したIP5長官会合においてIP5協力ビジョンを策定するなどIP5協力の基礎を整え、6年ぶりに再度開催した今回のIP5長官会合では、これまでの協力成果を基に顧客に近づくIP5協力の方向を新たに策定したという点において大きな意味を持つこととなる。

IP5長官会合の議長を務め今回の会合を成功的に導いた金・ヨンミン長官は、「今回の会合は歴代のどの会合よりも、特許サービスのユーザーである顧客との疎通を強化し、多様な特許情報を全世界のユーザーに大幅に公開することに合意するなど、供給者でないユーザーに焦点を合わせた会合であったという点において、国民に対し公共情報の公開を強調する韓国政府の政府3.0政策が国際舞台においても通じた」と述べ、「今後IP5協力の成敗は、IP5の政府のユーザーとの疎通とユーザーの意見を受容していくかにかかっている。これから特許庁もユーザー、つまり特許顧客に最優先価値において知財権政策をさらに強化させていきたい」と表明した。

2-7 来年からは形式に縛られ特許出願の機会を失うことなく、商標ブローカー行為を根絶

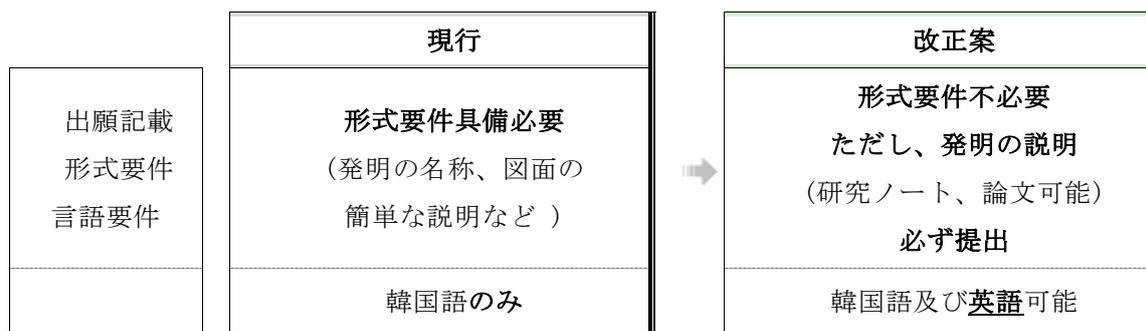
韓国特許庁(2014.6.10)

□学術誌に発表した論文や研究結果を整理した研究ノートなど、完成した「アイデア説明資料」のみでも特許出願することができる。また、有名芸能人や放送プログラムの名称が無断登録された場合でも登録が取り消される。

□特許庁は9日に、上記の内容を含む特許法と商標法一部改正案が6月中に公布されることを明らかにした。

□改正特許法は、出願時に提出する明細書において英文使用を可能にし、形式的な記載要件に縛られず出願できるように出願形式を緩和した。

< 出願日認定要件 >



□国際特許出願の時に間違えて誤訳した場合でも補正できるように、韓国語翻訳文の提出期間を1ヵ月延長を可能にした。

＜ 外国語出願の補正、訂正基準転換 ＞

| 区分 | 原文 | 翻訳文 | 補正 |
|---------------|----|------|------------------------|
| 現行 (翻訳文主義) | Ca | カリウム | カリウム ⇨ カルシウム (補正不可) |
| 改正後 (原文主義) | Ca | カリウム | カリウム → カルシウム (補正可能) |

＜ 外国語国際特許出願の韓国語翻訳文提出 ＞

| | 現行 | 改正案 |
|--------|------------------|---|
| 意思表示 | 国内進入意思表示のための書面提出 | 国内進入意思表示のための書面提出 |
| 翻訳文提出 | 書面と一緒に <u>提出</u> | <u>一緒に提出</u> または書面に趣旨記載時に 1ヵ月提出延長可能 |
| 書面提出期間 | 優先日から2年7ヵ月 | 優先日から2年7ヵ月 |

□特許料の未納により特許権が消滅した場合、回復料により回復できるよう要件を緩和した。これまでは、発明が実施中である場合のみ、回復が可能とされていた。

＜ 特許料未納により消滅した特許権の回復要件 ＞

| | 現行 | 改正案 |
|------|---------------------------|---------------------|
| 回復対象 | <u>「実施中である」</u> 特許発明のみ | <u>全ての特許発明</u> |
| 回復料 | 納付すべき特許料の 3倍 | 納付すべき特許料の 2倍 |
| 可能期間 | 消滅日より3ヵ月以内 | 消滅日より3ヵ月以内 |

□改正商標法は、業務上取引関係であった者が他人の商標であることを知りながら、先占する目的で先に出願した場合、登録を拒絶するように規定した。

〈信義誠実原則に違反した商標登録の拒絶〉

| | | | |
|---------------------------|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 従業員 同業者な ど 無断出 願 | 現行 | ⇒ | 改正案 |
| | 実際使用して知られた商標 <hr/> 不正目的により拒絶 | | 開発又は使用準備中である商標 <hr/> 信義誠実違反により拒絶 |

□芸能人の名称など他人の相当な投資による成果物を商標として登録した場合、正当な権利者の同意なしで使用することはできず、正当な権利者が商標登録を取消すことを可能とした。

〈他人の相当な投資成果物に対する商標使用制限〉

| | | | |
|----------------------------|--|---|--|
| 少女時代 1泊 2日 ※商標登 録 | 現行 | ⇒ | 改正案 |
| | 放送芸能業と関連のない 商標に登録した場合 <hr/> 商標権者自由使用、取消不可能 | | 放送芸能業と関連のない 商標に登録した場合 <hr/> 正当権利者使用同意、取消可能 |

□性質表示など識別力のない標章であっても使用により特定人の商標として認識される場合、容易に登録することができるよう要件を緩和した。

＜ 使用による識別力認定要件の緩和 ＞

| | | | |
|----------------------|---|---|--|
| SK、K2 など簡単 な商標 | 現行 | ⇒ | 改正案 |
| | 全国の一般需要者に 知られていること 審判・訴訟を通じて厳格に認定 主に大企業の有名商標のみ保護 | | 一定地域の取引業界に 知られていること 審査段階において積極認定 中小企業の商標も早期保護 |

□有名商標と関係のない商品に出願し、出所の混同がない場合でも有名商標の識別力や名声に損傷のおそれがある商標は、他人が商標登録を受けられないようにした。

＜ 有名商標識別力及び名声を損傷する商標(例示) ＞

| | | | |
|---------------|---------------------|-------------|-------------|
| 商標 | バーバリMシャネル (韓 判例) | VISA (米 判例) | ルイヴィトン (例示) |
| 商品及びサービス 業 | カラオケ | コンドーム | カジノ |

※ ジェトロ注：いずれも韓国での有名グループ名

□特許権回復要件の緩和に係る特許法改正及び商標法改正は、公布日(2014年6月11日予定)に施行され、出願日認定要件の緩和及びその他の特許法改正は、下位法令の整備及び電算システムの準備のために来年1月1日から施行となる予定である。

□金・ヨンミン特許長官は「今回の改正を通してこれまで規制中心の出願日認定要件を緩和して一般国民の創意的アイデアを容易に保護できるように特許制度を改善すると共に、商標ブローカーの行為を根絶し、需要者に知られた価値ある商標を適切に保護することによって、公正で合理的な商標制度が確立できるものと期待する」と述べた。

□特許庁は、今回の一部法改正にとどまらず、国民の目線に合わせた合理的な制度改善と規制改革のために、本日より100日間の間、特許庁ホームページ、国民請願窓口などを通じて特許法全面改正についての国民の合意を引き出すために意見収集を開始した。

改正特許法及び商標法の主な内容(要約)

<主要内容>

①(改正特許法) 特許出願の要件緩和など通じた創意的アイデアの保護

- 出願形式の緩和により研究ノート又は英語論文でも出願可能
- 特許料未納により消滅された特許権回復要件の緩和
- 外国語出願明細書の補正基準転換(翻訳文主義→原文主義)
- 外国語国際特許出願の韓国語翻訳文の提出延長制度の導入

②(改正商標法) 公正で合理的な商標制度の確立

- 商標ブローカーなどにより有名芸能人や放送プログラムの名称が無断で登録された場合、使用制限及び登録取消が可能
- 同業者などが信義誠実の原則に反し出願した商標の登録防止
- 識別力のない商標の使用による商標登録要件の緩和
- 有名商標の識別力や名声を損傷させる商標の登録防止

③(今後の改正推進) 特許法及び商標法全部改正の推進

- 国民の目線に合わせた合理的な知的財産制度の構築
- 規制改革を通じた国民便宜の増大

□出願日先占のための明細書記載要件の緩和(2015年1月1日施行)

<仮想事例>

C型肝炎ワクチンの基盤技術を開発した大学教授A氏は、英文論文作成中に特許出願も準備したが、出願形式に合わせるため長時間かけて韓国語への翻訳を行ったために、出願が遅延した。しかし、同じ技術を遅く開発した米国の大学教授B氏は、出願形式の制限のない米国の特許制度を活用して英語論文で出願日を先占し、米国と韓国において特許を受けたが、A氏は遅く出願したために韓国においても特許を受けることができなかった。

しかし、改正特許法(2015.1.1施行)により、大学教授A氏は、形式の制限のない英語論文の内容をそのまま早期特許出願した結果、だれも商用化してないC型肝炎ワクチンについて基盤特許を獲得し、世界各国において膨大なロイヤルティーを受けることができた。

○2015年1月からは形式制限のない国内外の学術誌に発表した論文や研究結果を整理した研究ノートなど、完成した「アイデア説明資料」でも特許出願をすることができる。

○出願時に提出する明細書を英語で記載でき、大学教授や研究員は、自分の英語論文内容をそのまま出願して出願日を先占することが可能

※ただし、一定期間以内に韓国で書いた正式明細書形式により補正が必要

○これにより、従前と違い、出願する時に出願明細書に記載すべき「技術分野」や「背景技術」など多くの記載項目の作成期間(平均 6.7 ヶ月)を減らすことができ、創意的アイデアの出願日をより早く先占することができるようになり、国内外における特許獲得の可能性が高くなった。

□外国語出願の補正・訂正基準転換(2015年1月1日施行)

<仮想事例>

発明者 A 氏は、「Ca 栄養剤」に係る発明を外国語で国際特許出願した後、韓国に進出する際に「Ca」を「カリウム」と間違えて翻訳した韓国語翻訳文を提出した。審査により誤訳があると気付いたが、翻訳文の誤訳は訂正できない規定があるため、カルシウムとして特許を受けることができなかった。

しかし、特許法が改正(2015.1.1)され、国際特許出願する際に「Ca 栄養剤」と書いたものについて、翻訳文(「カリウム栄養剤」)の誤訳を原文基準(「カルシウム栄養剤」)に訂正することができ、発明者 A 氏は、自身の真正な権利について特許として保護をうけることができた。

○これまで外国語の国際特許出願について、国内手続きのため提出した韓国語翻訳文について、単純なミスによる誤訳があっても誤訳を訂正する方法がなく、出願人の真正な権利保護が難しかった。

○これからは、このような問題を解消するために、出願人の真正な権利が記載されている外国語明細書の範囲において補正(原文主義)することができるよう補正基準を転換した。

<外国語出願の補正、訂正基準転換>

| 区分 | 原文 | 翻訳文 | 補正範囲 |
|-----------|----|------|------------------------|
| 現行(翻訳文主義) | Ca | カリウム | カリウム ⇄ カルシウム (補正不可) |
| 改正後(原文主義) | Ca | カリウム | カリウム → カルシウム (補正可能) |

□国際特許出願における翻訳文提出特例期間の導入(2015年1月1日施行)

○外国語国際特許出願は、韓国への進出の際に韓国語翻訳文を提出すべきであるが、国内段階移行の意思決定が遅い場合、韓国語翻訳文を作成する時間が不足し、翻訳文の

品質に問題が生じていた。

○このため、出願人が申請すれば、韓国翻訳文の提出期間を1ヵ月延長できる制度を導入し高品質の韓国語翻訳文の提出を誘導した。

＜外国語国際出願の韓国語翻訳文提出＞

| | 現行 | 改正案 |
|--------|---------------------|----------------------------------|
| 意思表示 | 国内段階移行の意思表示のための書面提出 | 国内段階移行の意思表示のための書面提出 |
| 翻訳文提出 | 書面を <u>一緒に提出</u> | <u>一緒に提出</u> 又は書面に趣旨記載 |
| 書面提出期間 | 優先日から2年7ヵ月 | 優先日から2年7ヵ月 時 <u>1ヵ月提出延長可能</u> |

□特許料未納に係る特許権回復規定の緩和(2014年6月11日施行)

＜仮想事例＞

主婦発明王 A 氏は、忙しい育児により特許料を納付できなかったため特許権を喪失したが、直接特許発明を事業として営まなければ回復できないという規定のため、特許権を回復できなかった痛い思い出がある。A 氏は新たな発明を完成し特許と優秀発明賞を受けたが、資金不足により事業を営むことができず、技術取引市場で投資企業を待っている最中、再び同じミスにより特許料未納で特許権を喪失した。しかし、特許法が改正(2014.6月中)され、事業可否に関係なく回復料(特許料の2倍)により特許権を回復させ、投資企業から技術料も受けることができ、家計の助けとなった。

○今回の特許法改正は、特許料の未納により特許権が消滅した場合に回復の申請要件を緩和する内容を含む。

○これまでは「実施中である」特許発明のみ回復できたが、これからは、実施可否に関係なくすべての特許発明について回復できるようにし、特許権回復のための費用も特許料の3倍から2倍に下げて特許権者の負担を最少化した。

○特許権回復申請は、個人(49%)又は中小企業(33%)が多いという点を考慮し、改正特許法の公布日(2015.6月予定)から即時に施行

〈特許料未納により消滅した特許権回復要件〉

| | 現行 | 改正案 |
|------|--------------------|-------------|
| 回復対象 | 「実施中である」 特許発明のみ | 全ての特許発明 |
| 回復料 | 納付すべき特許料の3倍 | 納付すべき特許料の2倍 |
| 可能期間 | 消滅日から3ヵ月以内 | 消滅日から3ヵ月以内 |

2. 改正商標法の主な内容

□信義誠実の原則に反する商標登録の防止

○代理人又は代表者が商標権者の同意なしで無断で商標出願した場合、現行商標法と違い、商標権者の情報提供がなくても審査官の職権調査により登録を拒絶。

○代理人又は代表者の信義誠実の原則違反についてのみ規定していた現行の商標法とは異なり、公募展の審査委員、従業員など多様な取引関係にある者が信義誠実の原則に反して出願した商標に対しても登録を拒絶。

〈信義誠実原則違反の商標紛争事例〉

| | | | | |
|------|------------|--------------|--|---------------------|
| 商標 | Qrobo | 알뜰 알뜰 주유소 |  | 남도 순천음식의 명가 산익밤상 |
| 出願人 | ファンドマネージャー | 研究用役遂行者 | 同業者 | 公募展審査委員 |
| 進行状況 | 拒絶 | 権利譲渡 | 審査中 | 拒絶 |

□ 芸能人・TVプログラム名称などについて不当な商標権の制限

○不当利益を得るために芸能人やTVプログラム名称などを出願した場合、現行の商標法上において商標登録不可能。

○改正商標法は、不正な目的で出願された商標が登録されたとしても、正当な権利者の同意なくしては使用することができず、登録取消できるよう規定。

〈有名芸能人、放送プログラム名称の商標出願事例〉

| 区分 | 模倣商標 | 指定商品 | 出願件数 |
|----|--------|---------------------------|------|
| 1 | 1泊2日 | カバン、衣類、履物、化粧品、飲食業、学院経営業など | 101件 |
| 2 | 江南スタイル | カバン、衣類、履物、化粧品、飲食業、学院経営業など | 61件 |
| 3 | 無限挑戦 | 飲料、化粧品、玩具、金融業、飲食業など | 35件 |

□ 商標の使用による識別力認定要件の緩和

○商品の用途、効能、品質などの性質を直接的表示した標章 (Lock&Lock)、英文字 2 文字など簡単でありふれた標章 (SK, K2) など識別力のない商標は、使用により識別力の認定を受けてから商標登録が可能。

○現在使用による識別力認定は、「顕著に」知られることを要件としており、一般消費者に全国的に広く知られてなければならない。

ーこれは、大企業の著名商標程度の認知度を要求しているものであるところ、審判や訴訟段階においてやっと認められている。

ー反面、中小企業は、特性上、該当業界においてのみ有名であるか、全国的な広告の実施が難しく顕著に知られる商標として識別力を有していることを認められるのは難しい。

○改正商標法は、使用による識別力の認定要件のうち、「顕著に」を削除し、一般消費者に広く知られてなくても一定地域以上において該当商品の取引業界において特定人の商標として認識されれば識別力を認定する。

○これにより、大企業だけではなく中小企業で実際に使用する商標に対し早期保護が可能となり、模倣商標により企業間の紛争を予防でき、模倣商標から需要者を保護できるものと期待される。

*1996 年から登山用品に使用される「K2」の審査段階において識別力が認められず、3 年 7 ヶ月間の訴訟を通じて認定を受けた。その間、類似商標が 23 件登録され、無効審判・訴訟により膨大な紛争費用の所要と模倣商品の被害が発生した。

〈「K2」模倣商標による紛争発生事例〉

| 紛争種類 | 紛争結果 |
|----------------------|---|
| K2 識別認定 (3年7ヵ月訴訟) | 80年から登山靴使用、96年ごろ登山用衣類など事業領域拡大、2005. 2. 審判請求(棄却)⇒ 2008. 9. 大法院 使用による識別性認定 |
| 類似商標 (23件) 登録無効訴訟 | K-2 PINATUBO、K-2 CAMP、K-2 Moutain、K2 MATSIN、K2 MEMBERSHIP、ケイツ、Q K2、T CLASS K2 など23件類似商標無効無効 |

□有名商標の識別力及び名声のき損可能性を遮断

○現行は、有名商標をまったく違う商品及び業種として出願し、商品の出所に混同を与えなければ、商標登録が可能

○改正商標法では、有名商標をまったく違う商品及び業種として使用しても有名商標の識別力や名声にき損の可能性のある商標は、登録を拒絶するよう規定

○これにより、有名商標権者が自分のブランド価値を保護するために関連のない商品にまで防御的に商標を出願するなどの商標管理費用が減少し

ー有名商標の名声に無賃乗車しようとする模倣商標の出願も同じく減少するものと期待

2-8 KIPO、INNOBIZ とコスダック協会と共同セミナー開催

韓国特許庁 (2014. 6. 12)

韓国特許庁は、中小企業技術革新協会とコスダック協会の加盟社を対象に、「知財権紛争の対応能力の向上に向けたセミナー」を6月12日、ポスコP&Sタワーにて開催する。

最近では、国際的な知財権紛争が米国だけでなく、欧州や中国などに拡大しており、技術分野も IT から製薬、自動車などに広がりつつある。こうした状況を背景に、政府の様々な支援事業を紹介するほか、特許の紛争事例を通じた戦略確立の案を共有することで知財権紛争を事前に予防し、効果的に対応できることを目的にセミナーを開催する。

特に、韓国特許庁と共同でセミナーを準備した中小企業技術革新協会 (INNOBIZ) とコスダック協会の場合、加盟社の大半がグローバル企業を目標に成長し続けている中小企業として、海外の競合会社との知財係争が企業成長の大きなネックになっている。

今回のセミナーは、大きく「紛争対応に対する支援の紹介」セッションと、事例を通じた「対応戦略の共有」セッションに分けて行われる。

まず、「紛争対応に対する支援の紹介」セッションでは、知財権紛争の予防コンサルティング、訴訟保険、海外知財権紛争の初動対応など、国際知財権紛争への対応に向けた支援事業や、社会的な弱者への支援事業を紹介する一方、知財権紛争の予防のための

様々な情報と資料を提供する予定だ。

「対応戦略の共有」セッションでは、海外の展示会に参加する場合に「カタログや説明書に商標など権利存在の表示を明確にし、ホームページにおいても、製品情報の詳細すぎる紹介は避けるべき」など、見逃しやすい注意事項のほか、警告状を受けた場合、「単純に競合会社の輸出を妨害するためなのか、侵害製品や侵害特許などの資格要件を満足する有効な警告状であるか」などを確認する方法や、段階別の対応策などの実例を紹介する。

韓国特許庁産業財産保護支援課のユン・セヨン課長は、「2013年の知的財産活動の実態調査によると、中小企業の12.3%が知財権担当者を保有している程度にすぎず、韓国企業の知財権紛争への対応条件はまだ厳しいといえる。今回のセミナーでは、実例を中心に理解しやすく説明するための時間を設けただけに、同じ問題を抱えている企業が知財権関連のトラブルに備え、対応することに役立つてもらえればと思う」と述べた。

2-9 新しい電子出願システムが開始

韓国特許庁(2014.6.13)

韓国特許庁は、国民のアイデアの安全で便利な権利化を支援するため、新しい電子出願システムを6月16日からスタートする。

この新しい電子出願システムでは、インターネットエクスプローラーをはじめ、クローム、サファリなど、様々なウェブブラウザから特許を出願できるようにしたほか、複雑な特許関連の書式を簡単に作成できるように工夫するなど、電子出願システムの安全性と利便性を大きく強化した。

韓国特許庁は、国民の特許、商標出願及び審判請求、特許の照会、証明書の発給などをオンラインで対応できる電子出願システム(特許路 www.patent.go.kr)を1999年、世界で始めて開発した。こうした動きに後押しされ、韓国の電子出願率は、96%以上(2013年ベース)と、世界最高の水準だ。

新しい電子出願システムの開発は、各種のウェブブラウザの出現に対応し、インターネットエクスプローラーでしか使用できなかった電子出願システムの改善のニーズを受け入れ、ユーザーの利便性の向上のために推進された。

多様なウェブブラウザからも利用できるサービスを提供するため、新しい電子出願システムは、最近ではマルウェアを広める媒体として指摘されているActiveX(アクティブエックス)に代替する技術を適用しており、ウェブ標準を遵守しながら、ユーザーが特許の書式を画面上に沿って作成しやすいようPDF技術を適用した。

また、スクリーンリーダープログラムを使用し、視覚障害者の場合は、音声で電子出願サイトを利用できるようにしたほか、色弱者に配慮して画面上で明度の対比が大きいコンテンツを採用した。こうした取組みが評価され、韓国特許庁の電子出願サイトは、韓国障害者人権フォーラムからウェブ接近性の優秀サイトとして認証を受けた。

韓国特許庁情報開発課のキム・クンモ課長は、「特許庁は、より安全で便利に自分のアイデアを出願し、それが確認できるよう、明細書の作成や証明書の発給などの電子出願のシステムを見直していく考えであり、国民の知的財産がより安全に保護されるよう取組んでいきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 三菱化学、LED 蛍光体の特許訴訟で勝訴

電子新聞(2014.6.4)

三菱化学と物質・材料研究機関は、米国のインターマティックスが韓国の特許審判院審決に不服とし提起した審決取消訴訟において勝訴したことを4日に明らかにした。

三菱化学は、2011年、インターマティックスと韓国の販売会社GVPが自社と物質・材料研究機関の赤色蛍光体の特許(大韓民国特許第816693号)を侵害したとしてソウル中央地裁に訴訟を提起した。裁判所はこれを受け入れ、昨年2月、韓国への輸入・販売を差止める判決を下した。

これに対し、インターマティックスは、2012年9月、韓国の特許審判院に赤色蛍光体の特許無効審判を請求し、翌年の4月、特許審判院は請求を棄却し、特許が有効であるという判断を示した。インターマティックスは、再び審決取消訴訟を請求し、韓国の特許法院は、3日、これを棄却し、特許の有効性を認める判決を下した。

三菱化学は、「今回の法院の判断によって、当社特許の有効性を再確認できたことを意義深く思う」とコメントした。

<イ・ホジュン記者>

デザイン(意匠)、商標動向

4-1 W杯の勢い、商標出願に

韓国特許庁(2014.6.3)

2014年のブラジルワールドカップが10日前に迫り、「赤い悪魔」を筆頭に、応援の熱気もますます高まっているなか、韓国代表チームの善戦を祈る「国家代表の応援団及びワールドカップ応援スローガン」名称の商標出願が続いている。

韓国特許庁が2002年日韓ワールドカップ以来の「国家代表応援団の名称及びワールドカップ応援スローガン」の商標権出願現状を調査したところ、国家代表の応援団「赤い悪魔」が計133件出願され、ブラジルワールドカップ大会で使われる「楽しみ大韓民

国〜！」など、応援スローガンが計 40 件出願された。

出願の現状を詳しく分析すると、2002 年の当時、ワールドカップ開催国ということに後押しされ有名になった韓国代表チームのサポーターズクラブ「赤い悪魔」が最近まで出願されており、ワールドカップの応援スローガンでは、2002 年日韓ワールドカップのときの「be the Reds」と「夢は叶う」がそれぞれ 11 件と 6 件、2006 年ドイツワールドカップの「Reds, go to Together(for our dream)」、2010 年南アフリカ共和国の応援スローガン「勝利の歓声！一つになった韓国」がそれぞれ 6 件と 5 件、2014 年ブラジルワールドカップの応援スローガン「楽しみ大韓民国〜！」が 5 月現在 10 件出願され審査中にあると把握された。

このように、「国家代表の応援団及びワールドカップの応援スローガン」が商標出願に続いていることは、ワールドカップ公式スポンサーや個人がワールドカップの応援の歌、CM、垂れ幕など、ワールドカップマーケティングの関連商品やサービス業種に対する商標権を確保するためだと分析される。

韓国特許庁商標デザイン審査局のパク・ソングン局長は、「商標は、特定商品の出所表示として認識されるものを意味するため、商品と関係のない掛け声、スローガンなどは、商標としての識別力を認定されにくい」と説明した。

ただ、「掛け声やスローガンであっても、特定の商品に多く使用され、特定製品の出所表示として認識される場合に限っては登録が可能であることを参考にして出願することが望ましいだろう」と付け加えた。

4-2 特許審判院、エアフライヤー(airfryer)の独占的権利を否認

韓国特許庁(2014. 6. 13)

特許審判院は、「airfryer」商標出願が拒絶決定されたことに対しフィリップスが不服として提起した審判において、「何者でも使用できる商標」という理由により、請求を棄却する旨の審決を下したと 12 日に発表した。

家電、医療機器、照明の専門メーカーフィリップスは、エアストーム(air storm)技術を適用し開発した「ノンフライヤー」製品に「エアフライヤー(airfryer)」という商品名をつけ、2011 年 7 月から発売し始めた。その後、2012 年 1 月に同製品の商標を出願したが、2013 年 5 月に特許庁審査局から拒絶決定を受けた。

「エアフライヤー」は、油を一切使わず、材料そのものにある油で揚げ物を作る製品だが、発売初年度(2011 年)の売上げ 15 億ウォンから翌年(2012 年)には 460 億ウォンに急成長した。健康とダイエットに対し消費者の関心が高まっていることを踏まえ、今後の成長可能性も大きい製品として市場で注目されている。

現在、韓国における電気フライヤー市場は、フィリップスが業界 1 位となっているなか、ハンキョンヒ生活科学、サムスン電子、東部デウ、LG 電子、東洋マジックなどの韓国メーカーとミュレックス(ドイツ)、ガイタイナー(ドイツ)などがしのぎを削る格好だ。

関連業界では、「油を使わずさっぱりした揚げ物が出来上がる」というコンセプトの類似する製品を相次いで発売し、「国産 vs 輸入品」の競争が激しさを増している。こうした状況で、この製品の特徴を簡単で直感的に伝えられる「airfryer」という名称を商標登録して独占して使用できれば、有利な立場を先占できるということは想像に難しいものではない。

今回の事件で争点になったのは、「airfryer」という名称を特定の企業が商標として独占的に使用できる用語であるか、それとも、この製品の生産・販売者であれば誰でも自社の商品を説明し販売するために使用できる用語であるかの判断だった。

審判1部のキム・テマン審判長は、今回の審決理由について、第一に、「airfryer」名称そのものが「油を使わず空気であげるフライヤー」として自然に認識され、「電気式フライヤー」の特徴や調理方法を直接表しており、

*商標法第6条第1項第3号では、商品の産地・品質・効能・加工方法などを普通に表示する方法により表示した標章のみに成されている商標は、登録を受けられないこととされている。

第二に、この名称をつけた類似する機能のフライヤー製品を多数の競合会社が生産・販売しているため、特定企業に独占的な商標権を付与することは望ましくないということ、

*商標法第6条第11項第7号では、多数人が現実的に使用していて、識別力が認められないか、公益上からみて特定人に独占させることが適当ではないと認められる商標も登録を受けられないこととされている。

第三に、フィリップスが製品発売後、様々な広報手段を用いて商標及び製品の認知度を高めた結果、韓国の電気式フライヤー市場でシェア1位を獲得し、一般消費者は「airfryer」を自社の商標と認識すると主張しているが、フィリップスの製品が発売後、5ヶ月もたたないうちに、同じ名前をつけた競合会社の製品が発売され、インターネットやメディアも「airfryer」名称を電気式フライヤーの機能、または方式を一般的に称する名前として使っていて、一般需要者がこの名称をフィリップスの商標として認識していると思わせないということを経由としてあげた。

*商標法第6条第2項においては、第6条第1項第3号、第7号に該当するとしても、商標出願前に商標を使用した結果、需要者の間でその商標が誰の業務に関する商品を表示するか、顕著に認識されている商標は、登録を受けられないこととされている。

今回の特許審判院の決定は、「エアフライヤー」名称をフィリップスだけが独占的に使える商標ではなく、競合会社であっても誰でも使える商標であると判断したといえる。

一方、特許審判院の今回の審決は、審決の謄本を送達された日から30日以内にフィ

リップスが特許法院に訴訟を提起しなければ確定となる。

その他一般

5-1 LG 電子、グローバル消費財企業の 10 位に

電子新聞(2014. 6. 12)

サムスン電子が米国のアップルや日本のパナソニックなどを追い抜いて世界 250 社の消費財企業のなかで売上高規模 1 位となった。

グローバルの会計・コンサルティング企業の「ディロイト」が最近まとめた報告書によると、サムスン電子は、2012 年会計資料ベースの売上高 1790 億ドルとなった。ディロイトは、2008 年から世界の消費財企業の会計資料を分析し、売上高ベースの順位を調査して毎年発表している。

サムスン電子と特許訴訟を繰り返している米国のアップルは、売上高 1565 億ドルで 2 位となり、スイスの食品ブランドのネスレーが 984 億ドルで 3 位、パナソニックは 884 億ドルで 4 位になった。

LG 電子は 454 億ドルで、10 位にランクインし、「コリアンパワー」を示した。10 以内にランクインされた企業には、米国の P&G、ソニー、イギリス&オランダのユニリーバー、米国のペプシとコカコーラなどがある。

<キル・ジェシク記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム